

第 2 9 回 環 境 審 議 会 次 第

平成 1 8 年 2 月 2 0 日 (月) 1 3 時 から
明 石 市 議 会 大 会 議 室

- 1 市 長 挨 拶
- 2 辞 令 交 付
- 3 委 員 紹 介
(資 料 1) 環 境 審 議 会 委 員 名 簿
- 4 正 副 会 長 選 出
- 5 運 営 要 領 の 改 正 に つ い て
(資 料 2) 明 石 市 環 境 審 議 会 運 営 要 領 の 改 正 に つ い て
- 6 部 会 員 の 指 名
- 7 年 次 報 告 書 (案) の 意 見 へ の 措 置 対 応 に つ い て
(資 料 3) 平 成 1 6 年 度 年 次 報 告 書 (案) ~ 明 石 の 環 境 ~ の 意 見 へ の
措 置 対 応 に つ い て

環境審議会委員名簿

平成18年2月1日

| 委員名 | 役職等 | 摘要 |
|-------|--------------------------------|----|
| 安藤 昌廣 | 明石商工会議所会頭 | |
| 石井 孝一 | 兵庫県健康生活部環境局環境政策課長 | |
| 石井 孝 | 市議会議員 | |
| 市川 憲平 | 姫路市立水族館長 | |
| 碓井 信久 | 兵庫・水辺ネットワーク(NGO)幹事 | |
| 垣内友美子 | 公募市民 | 新 |
| 角野 康郎 | 神戸大学理学部生物学科教授 | |
| 川下 章 | 公募市民 | 新 |
| 絹川 和之 | 市議会議員 | |
| 木下 康子 | 市議会議員 | |
| 工藤 和美 | 明石工業高等専門学校建築学科講師 | 新 |
| 沢井 清美 | 市議会議員 | |
| 竹重 勲 | 公募市民 | 新 |
| 橋本 芳純 | 川崎重工業株式会社 明石事務所長 | |
| 林 まゆみ | 県立淡路景観園芸学校主任景観園芸専門員(兵庫県立大学助教授) | 新 |
| 藤原 健史 | 京都大学大学院地球環境学堂助教授 | |
| 盛岡 通 | 大阪大学大学院教授 | |
| 安國 庫生 | 兵庫県三木土地改良事務所主幹 | |

(敬称略)

- 備考 1 摘要欄の「新」は新委員を、数字は委員の選出区分を示す。
 なお、選出区分は、学識経験者、市議会議員、事業者及び市民の自主的団体の推薦を受けた者、市その他の関係行政機関、一般公募により選出された市民。
- 2 名簿は、五十音順

明石市環境審議会運営要領の改正について

改正の概要

運営要領の根拠規定である「明石市の環境の保全と創造に関する基本条例施行規則」の改正による条文の繰上げに合わせて、趣旨規定（第1条）中の字句を改正する。

「明石市の環境の保全と創造に関する基本条例」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正により、資源循環部会を独立させ、新たに資源循環推進審議会が発足したことに伴い、運営要領中の資源循環部会に関する規定（第2条第1項第2号）を削除する。

審議会傍聴申込者が定員を超えた場合、抽選としていたものを申し込みの先着順とする。（第6条）

明石市環境審議会運営要領（案）

| | | |
|----------|-------|-----|
| 平成10年 | 5月30日 | 制定 |
| 平成11年 | 6月30日 | 改正 |
| 平成14年 | 2月1日 | 改正 |
| 平成14年10月 | 1日 | 改正 |
| 平成15年 | 9月2日 | 改正 |
| 平成16年 | 3月1日 | 改正 |
| 平成18年 | 2月 | 日改正 |

（趣旨）

第1条 この要領は、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例施行規則（平成11年規則第32号）第26条の規定に基づき、明石市環境審議会（以下、「審議会」という。）及び部会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2条 審議会に置く部会の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自然環境部会

自然環境の保全に関する事項

- 2 会長は、特に専門的調査・研究を要する事項については、部会に検討させることができる。
- 3 部会長は、前項の規定による検討を行い、その内容を審議会に報告するものとする。
- 4 審議会の正副会長は、部会に出席することができる。

(審議会の公開)

- 第3条 審議会は、公開とする。ただし、明石市情報公開条例（平成14年条例第5号）第11条の各号に掲げる情報について審議するとき、又は審議会運営上必要やむを得ないとして、会長又は出席委員の過半数が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 2 審議会を公開するときは、傍聴に必要な情報を市の広報媒体等に少なくとも10日以前に掲示しなければならない。

(会議録の作成及び公開)

- 第4条 審議会の記録は、発言者氏名及び発言内容を記載した会議録として作成するものとする。
- 2 会議録の公開に当たっては、審議会での自由闊達な意見を保証するため、発言者氏名を省略する。

(情報提供)

- 第5条 環境に関する市民参画推進のため、審議会における調査審議に関する情報提供を行うものとする。
- 2 前項の場合においては、市民の意見を広く求める措置を講ずるとともに、その意見を審議会の審議に供するように努めなければならない。

(傍聴の申込み)

- 第6条 審議会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を申告して環境部環境政策課に事前に申し込まなければならない。ただし、会議場の定員を超える場合は、申し込みの先着順とする。

(傍聴できない者)

- 第7条 次のいずれかに該当する者は、事前の傍聴の許可に関わりなく、審議会を傍聴することができない。
- (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 審議会の自由な発言の妨害になると認められる者
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人の行為の制限)

第8条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 写真機、録音機等の記録装置を用いて審議会を記録すること。ただし、会長の許可を得た場合を除く。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審議会の妨害になるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場等)

第9条 会長は、傍聴人が前条各号に掲げる行為をしたとき、第3条により非公開と決定されたとき、その他審議会運営上必要と認めるときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、会長が退場を命じたとき、速やかに退場しなければならない。

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会における準用)

第11条 第3条から第10条までの規定は、部会の運営について準用する。

附 則

(施行日)

1. 会議録に関する部分は、制定の日から、審議会の公開に関する部分は制定の日に直近の審議会から適用する。

附 則

(施行日)

1. この運営要領は、平成11年6月30日から適用する。

附 則

(施行日)

1. この運営要領は、平成14年2月1日から適用する。

附 則

(施行日)

1. この運営要領は、平成14年10月1日から適用する。

附 則

(施行日)

1. この運営要領は、平成15年9月2日から適用する。

附 則

(施行日)

1. この運営要領は、平成16年3月1日から適用する。

附 則

(施行日)

1. この運営要領は、平成18年2月 日から適用する。

平成 16 年度年次報告書（案）～明石の環境～の意見への措置対応について

第 28 回環境審議会（平成 17 年 12 月 14 日）での平成 16 年度年次報告書（案）に対するご意見への措置対応は、下記のとおりです。

ご意見と措置対応については、平成 18 年 2 月 15 日に公表しました平成 16 年度年次報告書～明石の環境～の第 8 章「年次報告書にかかる意見」に掲載しています。

| 項 目 | ご 意 見 | 措置対応 |
|-------|---|--|
| 全体 | 表紙について 年次報告書の表紙に明石市環境基本計画と書いていると、表記上分かりにくい。 | 年次報告書～明石の環境～は環境基本計画に基づく施策の実施状況について掲載するものであることから、環境基本計画の表紙を背景に使用していましたが、平成 16 年度年次報告書の公表の際には表紙を変更いたします。 |
| | 公表の時期について 企業などの報告書の公表時期に合わせて、年次報告書も 6 月頃に公表すべき。 | 年次報告書～明石の環境～にかかる編集事務等を見直し、その他の報告書（環境事業概要、環境レポート）との内容の重複の削減などに取り組み、早期に公表することを目指します。 |
| 第 2 章 | 1 環境基本計画の基本理念中「環境を将来世代から「借りている」私たちの責任」という表現に違和感を覚える。「借りている」ではなく、「託されている」という表現の方が適当ではないか。 | 平成 12 年 2 月に策定済みの環境基本計画での表現ですので修正はできませんが、計画の見直しの際には配慮いたします。 |
| 第 3 章 | 環境基準の表記方法 大気環境基準の達成状況の項目で、・・・ほぼ横ばい状態、環境基準は達成している。表で示されているが、環境基準はどれ？（表の縦軸、上記の数値と察するが）分かるように表示する必要はないのか。 | グラフはそれぞれの測定項目ごとの年平均値の経年推移を示したものです。環境基準の適合については文言で記載しており環境基準値としては表示しておりません。今後なんらかの方法でわかりやすく表示したいと思います。 |
| | 自動車排出ガス測定局について 自動車排ガス測定が二箇所だけとなっているが、もっと増やすべきと考えるが（自動車道路騒音については、31 箇所を測定している）。時には、主要幹線に接している各学校で | 測定局の場所決定は全県下に調整を行い、本市では自動車排気ガス測定局 2 局で測定を実施しております。各学校での測定は施設設置等に多大な予算が必要になることから、測定局の増設は考えておりません。 |

| | |
|--|--|
| <p>の測定をするべきと考える。</p> | |
| <p>都市環境騒音測定の数値について 表 3-5 について、数字が基準値以下となっているが、基準値以上の表示に変更することは出来ないのか。</p> | <p>表中の表現方法は国が公表する様式に合わせてありますので、基準値以下という表現になっております。基準値を超えた数値については対になる部分を見ていただければ確認できます。(例:「昼のみ基準値以下」は夜に基準値を超えていたという見方ができます。)</p> |
| <p>悪臭調査について 市内 6 地点となっているが、どの場所なのか。又、毎年変わるのか。</p> | <p>平成 16 年度までは市内を 4 地区に分割し、二見地区のみは 3 地点、その他の地点は 1 地区 1 点の合計 6 地点で調査を行いましたが、検出状況を考慮して測定地点を見直します。 年次報告書には測定地点を明記した形で公表します。</p> |
| <p>公害苦情について 市の相談窓口は、消費相談、市民相談等があるが、そちらからの公害苦情も含めての件数なのか、又、苦情処理はできているのか。</p> | <p>公害に関する苦情は全て環境政策課で対応しておりますので、苦情件数には市民相談等を経由したものも含まれます。また、苦情処理は、内容によっては翌年度に繰越すこともあります。ほとんどは、苦情者の納得のいく形で処理できております。</p> |
| <p>不法投棄への対応 第 3 章の不法投棄の処理のところで、「上記以外に新幹線高架下等で 10,430kg の不法投棄の収集をしました。」とあるが、10,430kg とは相当な量とを感じる。どのように対応されているか。</p> | <p>高架下の部分につきましては JR の管理地ですので、JR と連携しながら不法投棄防止の啓発、そして不法投棄が発見された場合の撤去処理等を行っています。不法投棄の出やすいところについては既にフェンス等で囲いをしておりますが、その場所が暗く人通りが少ないために、その中に放り込まれるなどの発生頻度が増えております。 引き続き、JR、付近の自治会等と連携を取りながらパトロールを強化し、早期発見、早期撤去というふうに進めてまいりたいと考えています。</p> |
| <p>資源ごみの収集実績について 資源ごみの収集実績について、地元でのがんばりのわりには、回収量が増えていないのは理由があるか。</p> | <p>分別の変更が 11 月ということで 16 年度の段階では 5 カ月分しか評価されていないため、数字には表れていませんが、16 年度と 17 年度の上半期を比較した場合にごみの収集量の総量は 10 パーセント以上減っています。</p> |
| <p>粗大ごみの有料化について</p> | <p>市民の皆さんにはおおむね好評で、戸建</p> |

第 3 章

| | | |
|-------|---|--|
| | <p>粗大ごみが有料化されて、市民の皆さんから苦情などは出ているか。</p> | <p>であれば自分の家まで来ていただけるといことで特に高齢者の方、障害者の方には好評です。</p> |
| | <p>ダイオキシン類濃度について 明石クリーンセンター排出ガスのダイオキシン類濃度の表で、基準値の値が平成 14 年 2 月 1 日以降に大幅に減っている点と、平成 15 年度の数値 (0.0002ng-TEQ/Nm³) から 16(2004) 年度の数値 (0.0031ng-TEQ/Nm³) が大幅に増加している点について、その理由はなぜか。</p> | <p>ダイオキシンについての問題についての対応はすぐには出来ないので、暫定的に 80ng 以下とし、新しい炉が建ち始めた時期の平成 14 年 2 月 1 日以降に 1ng としたという経緯があります。 平成 15 年度の数値から 16(2004)年度の数値が大幅に増加している点について、この間焼却炉の運転等について変更はありませんので、特段問題は無いと考えています。</p> |
| | <p>平成 16 年度年次報告書(素案)で、プラスチックの分別回収についての市民意見への措置対応が、「コスト面等の課題について検討している」という記述でとまっているので、1 年間での実績などの広報を行っていきべきかと思う。</p> | <p>平成 16 年 11 月から大蔵谷清水自治会地区において約 1,600 世帯に対し、プラスチック製容器包装分別収集モデル事業を実施しておりますが、平成 17 年 10 月までの 1 年間で約 26.4t のプラ製容器包装を収集し、一人一日当たりの排出量(排出原単位)は約 19.5g となっております。圧縮梱包ののち、財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクルされています。 今後とも、モデル事業について、広報等を行ってまいりたいと考えております。</p> |
| 第 4 章 | <p>多様な自然環境の保全・創造に取り組まますという項目の(1)貴重な動植物の生息・生育地、樹木・樹林の保護指定と(4)里山等の市街地周辺の樹林及び市街地における樹木の保全が3年連続 になっている状況について質問したい。</p> | <p>自然環境部会における議論の基となる自然環境のデータを調査中ですので、施策に反映できませんでした。 データが揃い次第、自然環境についての施策の推進を図るための検討を行います。</p> |
| | <p>施策の評価の基準・参考指標について 評価基準について、全体的に評価があまいと感じる。前年度と同レベルの取り組みは だと思う。 (環境教育・環境学習の推進の項目について) 環境教育・環境学習の推進の項目、参考指標で学校数となっているが、学校数と時間数の数値を出すべ</p> | <p>評価方法については、評価主体、指標の設定、評価のタイミングなどを考慮して、環境基本計画の見直し時に検討します。 環境学習は各学校が主体的に取り組んでおりますが、環境の範囲は広範囲にわたり他の要素とも密接に関連していることから、環境を扱った時間だけを抜き出すのは難しいと考えています。</p> |

| | | |
|------------|---|--|
| | <p>き。</p> <p>(環境図書の購入数について) 環境図書の購入数を参考指標に書いていますが、図書が陳列してあってもこれを利用する側の方が大きな問題ですので、貸し出しがどれくらいあったかをチェックする必要があります。</p> <p>(Taco(たこ)バスについて) コミュニティバス「Taco(たこ)バス」の評価について、マイカーからバスに乗り換えた利用実態を検証した上での評価基準を検討してもらいたい。</p> | <p>環境関連図書が複数のカテゴリーに分類されており、貸出実績を把握するのが困難なため、環境関連図書の貸出数を指標に設定することは難しいと考えます。</p> <p>利用実態の把握方法や評価基準について検討いたします。</p> |
| | <p>生ごみ処理機の処理後の流れ 生ごみ処理機の購入助成数が増えていることはとてもいいことだと思いますが、処理後の始末をどうしているのかを知りたい。</p> | <p>助成対象者に対し使用状況アンケートを実施していますが、その自由記入欄の内容から、処理後の堆肥などは多くの方が園芸などに利用されていると認識しています。</p> |
| | <p>減量化目標値の表記方法について 一般廃棄物処理基本計画の実施状況の参考指標について、リサイクル率の は取るべき。</p> | <p>年次報告書の公表の際に、 を取った形で記載します。</p> |
| <p>第5章</p> | <p>公共事業の環境配慮の推進について 公共事業の環境配慮の推進において、達成状況が×になっていることについての記述が不足している。</p> <p>県では、環境に配慮することが難しい工事については、その項目ははっきり書いています。ですので、環境に配慮できる工事とそうでない工事について、整理したほうがいいと思う。</p> | <p>防災関係の工事などでは、環境に配慮できない材料を使わざるを得ず、×という評価になってしまいました。これは環境配慮項目の設定自体が不適切であったため、平成16年度の公共事業部会において環境配慮項目の見直し等を行いました。平成17年度からは新しい指針において公共事業の環境配慮を行っており、必要に応じて見直しを行います。その旨の記述を追加いたします。</p> |
| <p>第6章</p> | <p>地球温暖化対策実行計画の現況について 報告は、明石市の事務・事業に係ることのみで、市民や事業者の排出する温室効果ガスは対象外となっている。 「明石市地球温暖化対策実行計</p> | <p>明石市地球温暖化対策実行計画における対象範囲は、環境省の「地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき、市町村の職員が直接実施するものを対象としていますが、温室効果ガスの排出抑制には、市民・事業者の地球温暖化防止への取り組み</p> |

| | |
|--|---|
| <p>画」に沿ってのことでしょうが、市、自らが推進していくことによって、市民、事業者に自主的な取り組みの促進に資することを目的とする、となっている。この部分の実態はどうなっているのか、市民、事業者が排出を抑制するための、取り組みを急がなくてはならない。</p> | <p>は不可欠であるため、兵庫県地球温暖化防止活動推進員等の温暖化防止活動に意欲的な市民との連携を強化し、啓発活動を推進していきます。</p> |
| <p>地球温暖化対策実行計画の目標値について 平成 16 年度の温室効果ガス排出量は基準年に比べて 12.8%も増加している。実行計画では平成 17 年度に平成 11 年度と比較して 3%削減となっているが、もっと現実的な数値を設定すべき。</p> | <p>温暖化対策実行計画の見直しの際に、温室効果ガス排出量の経緯を反映した現実的な目標値を設定します。</p> |
| <p>電気の使用量について 「今後、電気使用量の削減の取り組みを進めていく必要がある」と締めくくっているが、学校園及び街灯の電気は必要なものなので、この締めくくりでよいのか疑問がある。</p> | <p>市民の安全な生活を守る上で必要な電気で、削減の対象として馴染まないものについての扱いなどを検討したうえで、電気の使用量の削減を図ります。</p> |

第 2 9 回 明石市環境審議会

日時 平成 1 8 年 2 月 2 0 日 (月) 午後 1 時 0 0 分

場所 明 石 市 議 会 棟 大 会 議 室

(市長のあいさつ)

北口市長 皆さん、こんにちは。このたびは環境審議会委員をお引き受けいただき、心から感謝を申し上げます。また、公募で市民から選出させていただきました市民の方々には、積極的にご応募いただいたことに敬意を表し、感謝を申し上げたいというふうに思います。

この環境審議会につきましては、明石市で参画と協働という中で、市民参画を得てスタートをし、説明責任を果たし、情報公開をやっていくということで、最初に市民公開をして審議を進めていくというような実績を積んできた審議会であります。これに倣い、他の審議会等も公開であったり、あるいは市民公募というようなことを進めてきているわけですが、やはりその先導役である環境審議会のあり方は、多くの市民の注目を集めるところでありますので、ぜひとも今までのものを礎として、さらに真摯な議論で、あるいは積極的な関与で、発展させていただきますことを心からお願いしたいというふうに思います。

また、環境基本計画の見直しということにも取り組んでいただくということと、そしてもう一つは資源循環の分野においては、環境審議会とは切り離れた形で、資源循環の推進審議会というものを新たに設けました。しかしながら、そのことをも含めて総括的な基本計画というものの見直しも行っていただくというふうなことでございますので、あわせてよろしくをお願いをしたいと思います。

少し機会をいただいておりますので、私の考え方を少しだけお話しさせていただきますと、環境を考えるときにいつも思うことがあります。須磨水族園に 2 階から 1 階におりてくるスロープがあって、そこに地球の歴史が壁面に描いてあるのをごらんになったことがありますでしょうか。最初のほうはよくわからない歴史がありまして、微生物がどこで

どうなっていったかというような絵が暗い中に描いてありまして、だんだん光が明るくなって行って、2階から1階にずっとスロープがありますけども、最後の最後に人類が10センチほど出てくるんです。そう考えると、子供たちにも、子供と一緒にいた親としての私も、「そうか、地球の歴史から見ると、人類があらわれたのはほんのこんな最後の瞬間なのか」ということが実感されます。

そしてさらに、釈迦に説法ですけれども、20世紀に入り、どんどんと産業が発達していく中で、やはり環境負荷というものがますます大きくなってきておるということでありまして、我々が今享受しておる豊かなこの文明社会が、どれだけ地球環境あるいは地域に負担をかけているのかということに改めて考え直しますし、その先の人類の歴史であり、またあらゆる生物の歴史であり、地球の歴史、今後築かれるであろう未来というものを、同じようなスロープを延長線上で考えたときに、なかなか厳しいなと、環境面で厳しいなということも考えさせられております。

そのようなことも含めて、人類としての、あるいは社会としてのさまざまな深い哲学にも通じるような考え方を含んだ環境の分野だというふうに思います。

さまざまなお立場からさまざまなご意見を出していただいて、明石市の環境基本計画なり、あるいは環境施策のあり方を、より進めていただきますように心からお願いをして、感謝を込めてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 A 続きますして、委嘱状の交付式を行いたいと存じます。

ただいま委員の皆様には、50音順に着席していただいておりますけれども、お席の前に北口市長が参りまして、委嘱状をお渡ししますので、その際、こちらでお名前をお呼びします。ご起立をしてお受け取りいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、市長さん、よろしく願いいたします。

(委嘱状の交付式)

事務局 A 市長さん、どうもありがとうございました。

市長におかれましては、公務の都合によりまして、ここで退席ということでもよろしく願いいたします。市長さん、どうもありがとうございました。

(市長退席)

続きまして、本日の審議会でございますけれども、委員 18 名中 12 名の出席をいただいております。過半数のご出席ということでございますので、定足数を満たしております、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

本日の審議会、新しい体制でのスタートということで、恐れ入りますけれども、お手元の名簿の順で、簡単で結構でございます、自己紹介をお願いしたいと思います。

(審議会委員・事務局の自己紹介)

事務局 A どうもありがとうございました。以上で、各委員さん並びに事務局の紹介を終わらせていただきたいと思います。

次に、次第に従いまして、正副会長の選出に移りたいと思いますけれども、選出にあたってのご意見、ご要望等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。

委員 A 事務局一任。

事務局 A ありがとうございます。それじゃ、西村次長。

事務局 B 事務局案といたしましては、来年度に環境基本計画の見直しを予定いたしております。その関係上、会長さんには現環境基本計画の策定時から会長として関わっていただいております盛岡委員さんをお願いしたいと。また、副会長さんには環境審議会と資源循環推進審議会との連携も必要でございますので、資源循環推進審議会委員にもなっていただいております藤原委員さんをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

事務局 B ありがとうございました。ただいま事務局案が提案されましたけれど

も、特にご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 B ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、盛岡委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは、会長には盛岡委員さん、副会長には藤原委員さんをお願いしたいと思います。

それでは、会長さん、よろしく願いいたします。

(盛岡委員、会長席へ移動)

会長 それでは、皆様方のご推挙により会長ということでございますが、司会進行の仕事に加えて、皆様方のご意見を環境基本計画あるいは環境政策の中で最大限発揮できるように、運営に努めたいと思います。よろしくご指導のほど、お願い申し上げます。

それでは、座ったままで失礼ですが、よろしく願いいたします。

それじゃ、きょうの議事はそれほどたくさんものがあるわけではございませんが、事務局によりますと、運営要領等につきまして若干変更を必要とするということだそうでございます。具体的に言いますと、資源循環推進審議会が別途設けられたということだそうですので、その部分に関連する当審議会の規定の部分を変更する必要があるということだそうでございますので、まずこの点につきまして説明をお願いしたいと思います。

ちょっとごめんなさい。オブザーバーの方がいらっしゃいますので、オブザーバーの方を含めて、関係する資料をお渡しいただくということで特に問題ないかと思いますが、よろしゅうございますね。

はい、ありがとうございます。それじゃ、事務局のほうで説明をお願いいたします。

事務局 C 失礼いたします。事務局の岩澤でございます。

明石市環境審議会運営要領の改正についてご説明を申し上げます。失礼して、座らせていただきます。お手元の資料の5ページ目、運営要領

新旧対照表をご参照願います。

まず、対照表の右の欄が現行の規定で、左の欄が改正案の内容となっております。改正した部分にアンダーラインを引いてございます。

改正の主な内容でございますけれども、昨年9月に「明石市の環境の保全と創造に関する基本条例」と「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正を受けまして、基本条例施行規則を改正したことによる、運営要領中の字句の改正と規定の削除、並びに、審議会傍聴の申し込みの受付手順を改正しようとするものでございます。

それでは、まず第1条でございますけれども、条例改正によりまして、これまで臨時委員でありました公募の市民委員さんを常設の委員としたことに伴いまして、この運営要領の根拠規定であります基本条例施行規則第22条の臨時委員の規定を削りました。それによりまして、第23条以降が1条ずつ繰り上がることになりました。それによって、「運営要領第1条中の基本条例施行規則第27条の規定に基づき」とありますところを、「基本条例施行規則第26条の規定に基づき」と、このように改正しようとするものでございます。

次に、第2条でございますけれども、「明石市の環境の保全と創造に関する基本条例」と「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正によりまして、これまでの資源循環部会を独立させまして、新たに資源循環推進審議会が設立して、それに伴い、第1項第2号の資源循環部会の規定を削ろうとするものでございます。

次に、第6条でございますが、環境審議会の傍聴の申し込みにつきましては、これまでは申込者の数が会場の定員を超えた場合、抽選によって傍聴できる方を決定させていただいておりましたが、他の審議会の多くが先着順であり、公平性の確保並びに事務の簡素化を図るために、申し込みの先着順によって傍聴者を決定できるように改正しようとするものでございます。なお、今までのところ、傍聴申込者の数が会場の定員を超えたことはありません。

以上、3点の改正でございますけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 それじゃ、事務局のほうからご提案ございました3点の改正であるという

ことだそうでございますが、いかがでしょうか。特段、問題になるようなところはないかと思うんですが。どうぞ、ご意見ございましたら。

よろしゅうございますか。

それじゃ、ただいまご説明いただいた3点を含めて改正をするということで、審議会としては了解をしたということにしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、私どものほうでは、先ほど申し上げましたように、部会として本日以降は自然環境部会のみが存在しているという状況になりますが、この自然環境部会、前回の委員であった大塚委員さんの後任として工藤委員さんがご就任でございますので、この点につきましては、基本条例施行規則第24条第2項とありますが、これは新しい規則の24条になりますかね。順番、狂っていませんね。大丈夫ですね。規定により会長が指名するということになってございますので、私のほうから工藤委員を自然環境部会の部会員として指名したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

じゃ、工藤委員さん、よろしく願います。ありがとうございました。

それでは、本日の議事の第3点でございますが、年次報告書～明石の環境～（案）の意見への対応措置についてということでございます。

この点につきましては、前回も私のほうから申し上げたんですが、16年度の年次報告書でございますので、本来ですと、4月、5月、6月ぐらいでまとめて、その後、可及的速やかに意見等聴取し、17年度の施策に反映するということが必要だというふうに思っておりますが、現時点ではこのぐらいのタイミングになっているという点につきまして、今後さらに事務局としてご尽力いただきたいということを申し上げました。そのことを前提でございますが、本日は対応措置についての事務局の意見を伺い、それに対する意見交換をしたいと思います。

じゃ、事務局から対応措置についてご説明ください。

事務局C （資料3参照）

まず、この資料に上げておりますご意見と措置対応につきましては、昨年の12月14日に開催いたしました第28回環境審議会におきまし

て、年次報告書（案）についてご審議をいただいたわけですが、審議会委員の皆様方からいただきましたご意見とそれらに対する措置対応を表にしてまとめたもので、表の左の欄にご意見、右の欄に措置対応の内容を記載しております。したがって、この表には一般市民の方々からのご意見というのは含まれておりません。

前回ご審議いただきました年次報告書の案は、いただきましたご意見を参考にしまして、必要な修正等を加えまして、「平成16年度年次報告書～明石市の環境～」といたしまして、去る2月15日に公表させていただきましたが、その中にこのご意見と措置対応は、「第8章年次報告書にかかる意見」に掲載させていただいております。

それでは、いただきましたご意見の概要についてご説明いたします。

（年次報告書（案）～明石市の環境～の意見への措置対応について報告）

会長 はい、いかがでしょうか。この点については既に2月15日に公表してしまっておりますので、このことについて修正をするというような審議の仕方ではなくて、今後の計画づくりの中にどのように反映するか、あるいは新年度の施策の中で審議会としてこういう点にご注意いただきたいということを意見交換すると、こういう方向でご意見を出していただければと思います。いかがでしょうか。ご自由にどうぞ。

そうしましたら、基本的には今後の施策に反映しますという形での対応措置がとられております。私としては、過去の2年間あるいはもう少しさかのぼっていただいてもいいんですが、こういう形で、審議会あるいは一般市民からを含めて推進している施策に対する評価、あるいは場合によっては課題等、出していただいたものを1度整理いただいて、どの部分が次の基本計画見直しの際に、受け皿として記述できそうなところを想定しながら対応できるかという整理表を1度おつくりいただくと大変ありがたいと思います。これは今回だけじゃなくて、これまで数年間にわたって、いろんな議論をしていますから、計画づくりの際にはそれをぜひ反映するという形で臨んでいただきたいと思います。このことは1点でございます。

それからもう1点は、基本計画の見直しの際にかかる費用につきまして、どのように手当てをなさっておられるか、ちょっと私も聞いてないので、「そんなこと会長から言わないでください」とおっしゃるかもしれませんが、事務局、いかがでしょうか。

事務局 B 事務局でございます。座らせていただきます。

審議会の開催につきましては、例年1回ないし2回という予算計上をいたしておりますけれども、来年度につきましては7回程度の審議会を開催いたしまして、ご審議をいただく予定をいたしております。また、今回、市民の方に参画していただきまして、素案的なものをつくっていただくというふうに考えてございます。そういった関係の予算もつけてございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

そうしますと、策定にかかる費用の実費分は、ある意味では予算的な確保をしてあるということだそうでございます。その点は安心していいのかなというふうに思いますが、いわゆる調査費であるとか、外部委託であるとかというようなことを含めて展開する予定はないと、こう理解してよろしいですね。

事務局 B 自然部会の関係につきましては、調査費用は計上いたしておりますけれども、前回の基本計画同様、一応内部でということになってございます。

会長 はい、わかりました。ということだそうであります。

何か全体として、新年度を進めるにあたって、ご注文等ございましたら、あわせてご意見の中に織り込んでご発言いただきたいと思います。

どうぞ、木下委員さん。

委員 B 素案づくりから市民の方が関わってくださる、それはとてもいいことだと思うんですが、今、明石の中で環境審議会が公開だということを、さっきも市長がおっしゃったとおり、すごく先駆けをやってこられたということで、自然あるいは一般廃棄物等のことでも、とても関心のあられる方が多くなってきた。市民活動の中にも、環境問題に取り組まれるグループがたくさん、一生懸命熱心にされているお姿をよく見かけており

ます。

そんな中で、できることならば、そういう方に何なりの事業委託じゃないですけど、そこまで至らなくても何らかの調査あるいはそういうことを提案するための費用手当とか、あるいはそれが助成金、補助金という形か、あるいは一般的なプレゼンをやりながらの公募体制をすることで、そういう仕組みをもう少し考えていくべきではないかなと。

市全体では、市民活動の実践どうのこうのでの10万助成という形はあるのですが、やっぱり環境としてもそういった取り組みを少し考えてもいいときに来ているのではないかと思いますけど、少し提案したいんですが、その辺のことを。

会長 ありがとうございます。いかがでしょうか、事務局は。

事務局B 事務局でございます。

現在のところ、木下委員ご指摘の内容につきましては、そういった制度は環境部につきましても持ってございません。将来的には、そういった内容につきましても検討してまいりたいと考えておりますが、もう少し時間をいただきたいと。よろしく願いいたします。

会長 少しご提案いただいたことに対する事務局のご返事は満足できるものではなかったかもしれませんが、市民の方々が主体的に案づくりをされる、そういうミーティングに市民団体の方に来ていただく。来ていただくというのは、当然、それなりの時間を拘束するわけでありますから、その拘束に対応する代価を支払うということぐらいは可能かなというふうに読んだんですけど、そのぐらいまでできそうですかね。まあ、ご検討ください。

事務局B 予算上、非常に財政的に厳しい中で。

会長 財政が厳しい。そうでございますか。

事務局B 非常に予算をカットされている中で、1度、できるだけやりくりの中で、会長さんが言われるようなことも視野に入れながら、頑張りたいと思っています。よろしく願いいたします。

会長 そうですね。審議会のメンバーの学識の委員が1人欠席したら、その分はそこへ回すことができますので、私も欠席しようかなというふうに思いますけど、なかなかそうはいかないので、知恵を出して、効果的に、お

金がないところは知恵を出してやっていきたいと思います。よろしくお願ひします。

もう1点は、以前もちょっと申し上げたんですけども、例えば、省エネビジョンのようなものをおつくりになられるおつもりはないでしょうか。これは経済産業省の側から、調査費については全額助成に近い枠組みがございますし、2年目になりますと、事業の部分についても半額であるとか、一定の助成がある枠組みがございますが、ああいうことを含めて、地球温暖化対応と省エネ対応というのは非常にリンクしますから、そういうものを確保しながら、一方で、計画づくり、地域づくりというのを同時に進めていくというのも考え方としては悪くないと思うんですけど、いかがでしょう。

事務局C ただいまのご意見に対して答えさせていただきますが、省エネのビジョンということですが、まだ私どもほうでは具体的な計画等、そこまでは至っておりませんが、国の方針なり、県の方針なりに合わせまして、できる限り、その方向に沿って具体的な施策がとれるような形で今後検討してまいりたいと、今のところは思っております。

会長 ありがとうございます。それじゃ、ほかに何かご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

委員C 先ほど、市民の方々の意見を反映していくということなんですけれども、予算がないとか。必ずしも、こうやって委員会とか何かをすると、予算の後ろ盾がないとやりにくいのかな、苦しいのかなというところですけども、いろんな方がいろんなところで市民活動をされております。そういうところに、環境政策課のほうも大変かと思いますが、出かけて行って、パーツ、パーツ、部分、部分、全体的な話はなかなかそこではできないと思いますけれども、消費者団体の方々、それから我々の関係では自然保全活動の方々が、現地で活動をやっておられるときに外向いて、幾つかその意見を伺って、それを積み上げていくというのも1つの方法かなと思って提案させていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

そうしましたら、年次報告書の意見への措置対応についてという点につきましては、以上の意見交換で終了という形にいたしますが、今後と

も、環境審議会での明石市の環境保全あるいは環境の持続可能な発展というような命題に沿ってのご議論が活発に行われることを期待してございます。

最後に、次回以降の予定につきまして、事務局からご紹介をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局C 来年度の審議会になりますけれども、今考えておりますのは、長い間滞っておりました自然環境部会をできるだけ早期に開催させていただきまして、それを受けて、基本計画の見直しも含めた形で、年度のできるだけ早いうちに、審議会を開催させていただきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。という予定でございますが、この審議会は大体いつごろ開催されるかという、大体の目安というのはございませんか。来年の今ごろと言われたら、1年間寝てしまいますので、どうされますか。

事務局C 今の段階では、6月に市会が入りますので、できるだけ早いほうがいいんですけれども、5月中ということをお願いしたいと思います。

会長 はい、わかりました。5月の6月に近くない時期に開催されるそうだといいことでございますので、ご記憶くださいませ。

そうしましたら、一応、きょうの会議はこれで終了したいと思うんですが、あえて一言申し上げますと、私もう環境審議会の会長はできればそろそろ幕を引きたいなというふうに内々思っておりましたんですが、新しく計画をもう1度作り直すので、もう1期は務めてくれと言われております。私としては、幾つかの市のこういう計画づくりに関わってはいるんですけれど、もう限界が見えたところはおつき合いしないと、言い方は悪いですけど、また同じことをやっているかというところだったら、もうお断りするということをずっと言っていて、幾つかのところは自分でやめました。

ある意味で明石市は、今回何とかいいところを突破してほしいというふうにお願いをしております。どこをねらっているかというのはまたご披露いたしますけれども、やはり明石市がこの計画づくりを始めた審議会そのものが公開とか参画ということで、かなり先進的にやったはずでありまして、しかも行政と事業者、市民の参画の部隊をつくるということを前の計画の中でもかなりはっきりと言ったはずなんです、その部

隊の構築がなかなか実際運用の面からはいろいろな事情があって難しい面がございます。

ですから、ぜひ我々の今回の計画づくりの中では、そういう最初に構想したものが、いろいろと課題を抱えている中で、もう一段、いわゆる連携協力、参画が進むようなメカニズムと申しますか、あるいは働きかけというか、そういうものができることが大事だろうなというふうに思っています、それがやっぱり一番大きなポイントかなということと、それから市長さんもおっしゃったように、未来の世代のことを考えますと、地球環境問題を意識したときに、地域からどのように自主的に行動していくかという話を組み立てしていかないといけないと思うんですが、これをやはり計画づくりの中できちっと反映できるというのが鍵かなというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

お金がないのはもう目に見えていると申したらおかしいですけど、どこもお金がないので、市民のほうもいろいろなお金の出所とか、活用の仕方とかということを工夫するということを是非やっていただきたいなと思ひています。

私自身もNPOにかかわっておりましたときに、県のほうの助成措置でありますスタートアップ助成をいただいたりしておりますので、やはりああいう枠組みを使いながら、自主的な、今申し上げた参画と協働のプラットフォームをつくっていく、そういう場をつくっていくというところに、そういうスタートアップ基金の助成のお金を使えるような複数の市民団体の集まりみたいなものが育ってほしいなと思ひしておりますので、特に本日初めてご参加いただいた市民委員の方々、この場だけでご意見をおっしゃられるのではなくて、今申し上げたようなことも含めてご尽力いただけたら、私は幸ひでございます。よろしくお願ひいたします。

それじゃ、きょうの第29回の環境審議会は以上で終わります。どうもありがとうございました。

(閉会 午後1時54分)